

長崎市国際交流・協力団体登録要綱

平成 17 年 3 月 18 日

告示第 135 号

改正 令和 7 年 2 月 19 日告示第 129 号

令和 8 年 3 月 5 日告示第 136 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の国際交流・協力団体を登録することにより、国際交流・協力団体の国際交流・協力活動の推進並びに国際交流・協力団体への情報提供及び相互の情報交換の促進を図るため、当該登録について必要な事項を定め、本市の国際交流・協力の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「国際交流・協力団体」とは、市民若しくは在住外国人又は外国を対象に国際交流活動又は国際協力活動を行っている団体で、日常かつ継続的に活動を行うことを目的として組織された団体をいう。

(登録の資格)

第 3 条 国際交流・協力団体として登録することができる団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利活動を行う団体を除く。

- (1) 団体の事業内容を明らかにした規約、会則等を定めていること。
- (2) 団体の意思を決定し、及び執行する機関を有していること。
- (3) 団体が自ら経理し、及び監査する等団体独自の経理機構を有すること。
- (4) 主たる活動の場及び団体の大多数の構成員の住所又は勤務先若しくは通学先が市内であること。

(登録の申請)

第 4 条 国際交流・協力団体の登録をしようとする団体は、長崎市国際交流・協力団体登録申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約、会則等
- (2) 会員名簿
- (3) 団体の活動内容を示す資料、刊行物等
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(登録)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第 3 条に規定する要件を具備しているかどうかを調査し、要件を具備していると認めたときは、国際交流・協力団体と

して登録し、長崎市国際交流・協力団体登録通知書（第2号様式）により登録を申請した者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 前条の規定により登録された国際交流・協力団体（以下「登録団体」という。）は、当該登録の登録内容又は当該団体の規約、会則等に変更があったときは、長崎市国際交流・協力団体登録変更届（第3号様式）に変更後の当該団体の規約・会則等を添付し市長に提出しなければならない。

（現況の報告）

第7条 登録団体は、1年に1回、長崎市国際交流・協力団体登録現況報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長にその活動の現況を報告するものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 団体の活動内容を示す資料、刊行物等
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（登録の取消）

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を具備しなくなったとき。
- (2) 登録団体が当該登録の取消しを申し出たとき。
- (3) 登録の申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (4) 前条に規定する報告書の提出がなかったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成17年3月18日告示第135号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年2月19日告示第129号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市国際交流・協力団体登録要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月 5 日告示第136号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 号様式の改正規定（印を削る部分を除く。）は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市国際交流・協力団体登録要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。